

高知大学理工学部運営委員会規則

平成 29 年 2 月 27 日
規則 第 63 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学理工学部教授会規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、高知大学理工学部運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(提言等事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について提言及び評価を行い、教授会に報告する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学部の教育組織に関する事項
- (3) その他学部の組織及び教育に関する事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長 2 人
- (3) 理工学部の基幹教員 2 人
- (4) 学外有識者 6 人
- (5) その他議長が必要と認める者

2 前項第 3 号から第 5 号までに掲げる委員は、学部長が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 運営委員会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、運営委員会を主宰する。
- 3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。この場合において、第 3 条第 1 項第 4 号の委員が 3 人以上出席していることを要する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 運営委員会に、特定の事項を調査、検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、運営委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月15日規則第89号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から高知大学工学部運営委員会の委員に委嘱されている者は、この規則による改正後の高知大学工学部運営委員会規則により委嘱されたものとみなす。